

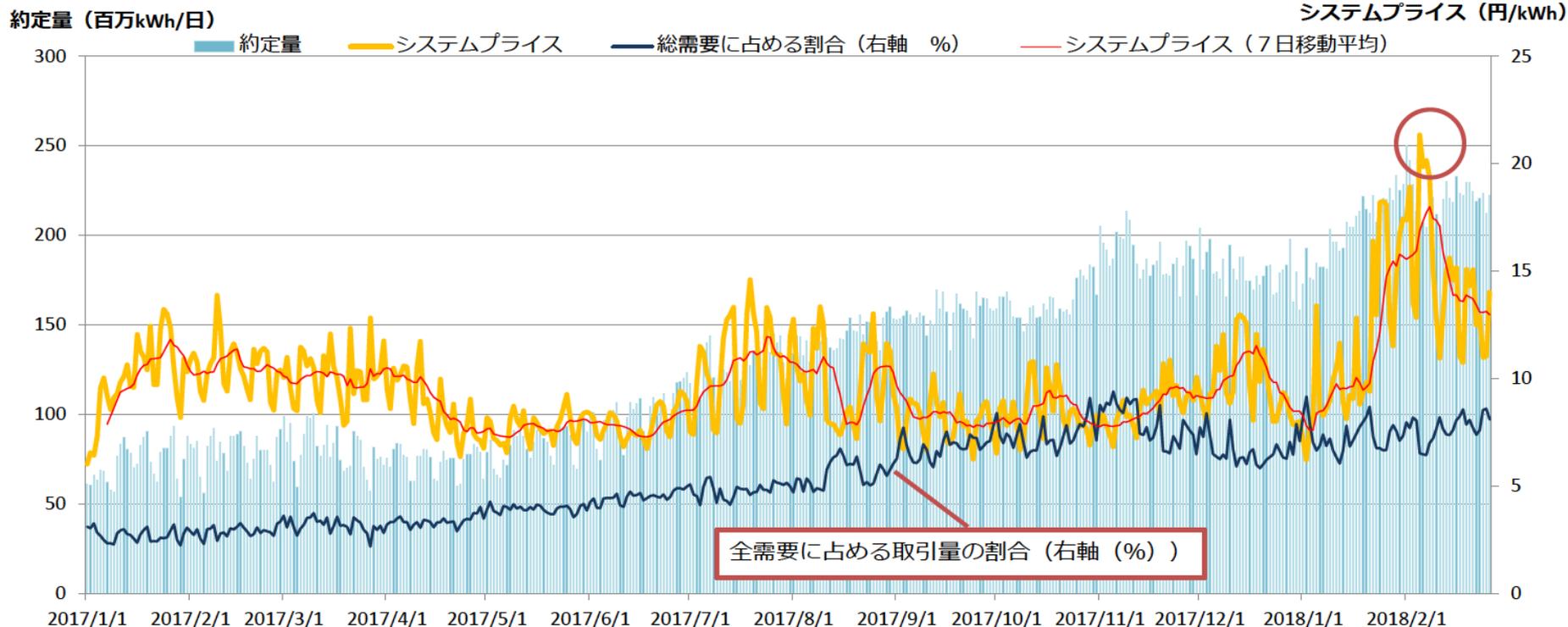
JEPXの取引状況(取引量・取引価格)

※第44回公共料金等専門調査会(平成30年4月20日) 草薙真一教授提出資料(P8、経済産業省調べ)より
出典: 経済産業省

卸電力取引所の取引状況(取引量・取引価格)

- 小売全面自由化以降、卸電力取引所の取引量は大幅に増加。特に、昨年4月以降は目立って取引量が増えており、全需要に占める取引量の割合は過去1年間で3倍程度となっている(約3%→約9%)。
- 今年1月下旬～2月上旬にかけては取引価格が高騰し、50円/kWhとなる時間帯があったが、足元は10円～15円程度で推移している。

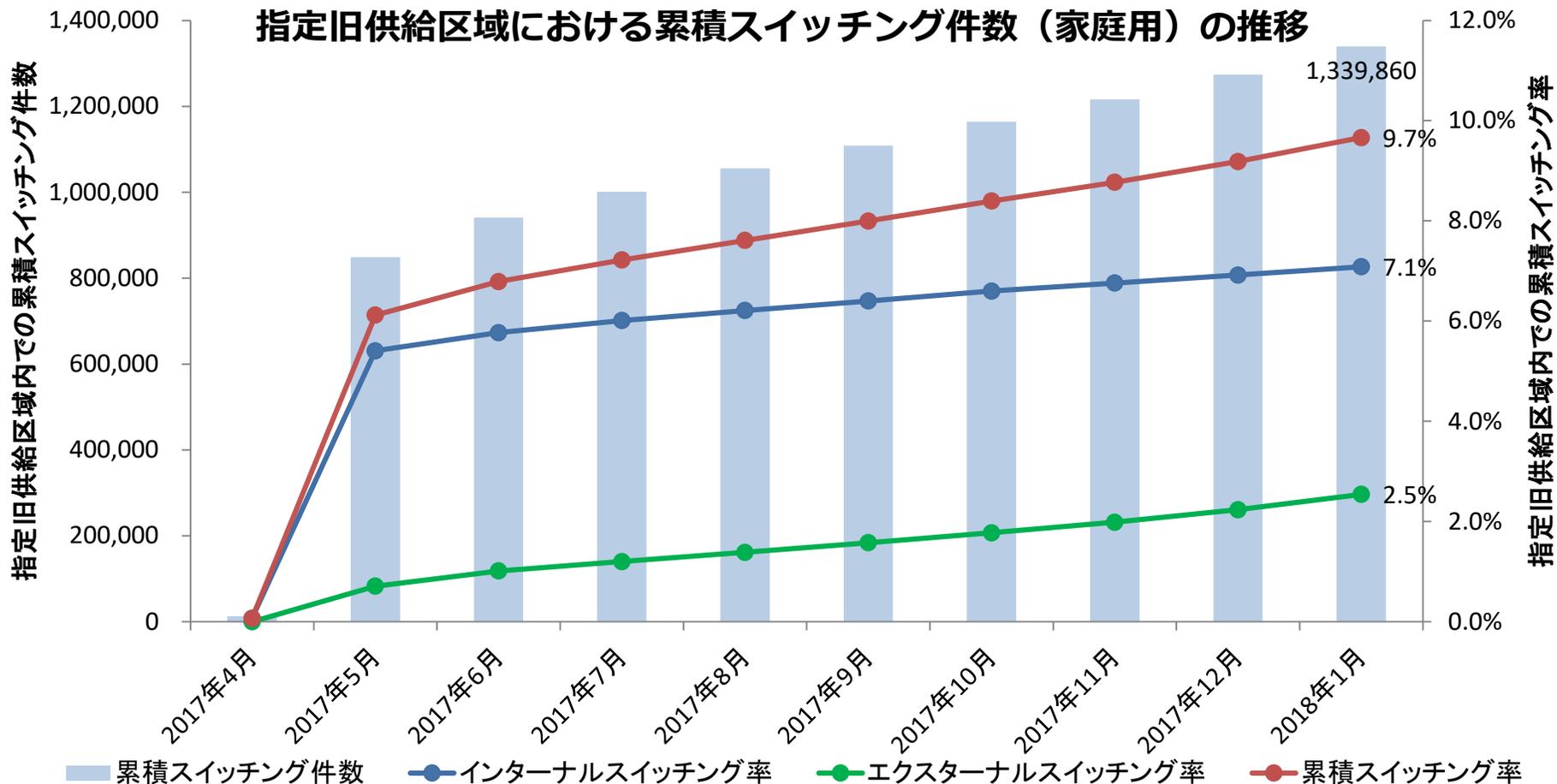
卸電力取引所の取引量・取引価格の推移(スポット市場)



指定旧供給区域における累積スイッチング件数（家庭用）

※第45回公共料金等専門調査会（平成30年4月26日）— 電力・ガス取引監視等委員会提出資料P45より

- 2018年1月末時点で指定旧供給区域における累積スイッチング件数は約134万件、累積スイッチング割合は9.7%に達した。なお、総スイッチング件数の73%はインターナルスイッチング（自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング）である。



*1累積スイッチング率は、当該月の累積スイッチング件数を当該月の契約件数（家庭用）で除することによって算定した。

*2対象は経過措置指定を受けている12供給区域

*3インターナルスイッチングとは自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング、エクスターナルスイッチングとは規制料金から新規小売へのスイッチングを指す。

出所：ガス取引報より作成

経過措置料金規制に係る指定解除について

電力・ガス取引監視等委員会第24回制度設計専門会合資料
(平成29年11月28日) 一部加筆

※第45回公共料金等専門調査会(平成30年4月26日) 電力・ガス取引監視等委員会提出資料P70より

- 資源エネルギー庁は、指定を行った地域の競争状況を確認するため、ガス関係報告規則に基づき、経過措置料金規制が課された事業者から3ヶ月ごとに報告を徴収している。
- 仙南ガス、浜田ガス、エコアの3社は、ガスシステム改革小委員会における議論を受けて策定した解除基準を満たしていることから、3月1日に指定の解除が決定されている。

※旧簡易ガス事業者については、経過措置料金規制が課された1730団地のうち、246団地の指定解除が決定されている。

【指定中の旧一般ガス事業者】

所管	事業者	指定解除基準
本省	東京ガス(東京地区等)	満たさない
	大阪ガス	満たさない
	東邦ガス	満たさない
東北	仙南ガス	満たす
関東	京葉ガス	満たさない
	京和ガス	満たさない

所管	事業者	指定解除基準
関東	日本ガス(南平台・初山地区)	満たさない
	熱海ガス	満たさない
近畿	河内長野ガス	満たさない
中国	浜田ガス	満たす
九州	エコア(100MJ地区)	満たす
	南海ガス	満たさない

【経過措置料金規制の指定解除基準(一般ガス事業者関係)】

以下のいずれかに該当するか否か

- ① 都市ガス利用率が50%以下
- ② 一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数(注)
※直近3年間の合計ベース。
- ③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある
- ④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家



(注) 他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。